

検査チャートの見方

(例) ○○○○症

担当	検査チャート	解説
家畜保健衛生所		<p>類似疾病検査は、当該疾病と類症鑑別が必要な疾病名を意味する。</p> <p>類似疾病検査 ① ○○○症 ② ○○○性腸炎 ③ 牛○○病 ④ 牛ウイルス性○○ ⑤ 牛○○ウイルス病 ⑥ 牛△△ウイルス病</p> <p>検査項目が並列して記載してある場合は、同時に行うことを意味する。</p> <p>死亡、流死産・とう汰・鑑定殺・その他による。</p> <p>採取すべき材料名を示してある。病理検査は、全ての病変部・臓器の採取を基本とする。</p> <p>家畜保健衛生所と病性鑑定施設それぞれが担当する検査項目のおおよその目安。家畜保健衛生所の検査は、簡易検査、迅速検査等を主に取り上げてある。</p> <p>矢印は、特定の材料についての一連の検査の流れを示す。矢印内にある複数の検査(試験)は、一括りとして実施する。</p> <p>点線は必要に応じて行う検査項目を意味する。</p> <p>実線は必要な検査項目を意味する。</p> <p>一括りの検査の検査結果を意味する。病理検査の検査結果(+) (-)は、所見が本文記載の所見と合致したか否かで判断する。</p> <p>一括りの検査の検査結果または判定(法定判定等)が整理して記載してある。</p> <p>最終判定のためのポイントが記載してある。</p>
病性鑑定施設		
判定・結果	(+) (-) (+) (-) (+) (-)	
最終判定	最終判定は、①○○○に関する特定家畜伝染病防疫指針に従う(②○○○調査の判定結果により判断する。③疫学検査、臨床検査の結果を基に、○○○検査、○○○検査等の結果を併せて総合的に判断する。)	
その他	1. ○○○○検査が必要な場合は△△等の専門機関に依頼すること。 2. 材料送付方法 ① ○○○○菌株のg、○○○エキス3g、塩化ナトリウム7.2 1) 判定、2) 病原体取扱い、3) 動衛研他への材料送付その他検査実施上の留意点・注意事項が記載してある。	

- ① 必要に応じて動物衛生研究所、その他の専門機関を担当に追加し、実施する検査項目を記載している
- ② 「検査チャート」は、検査材料毎の検査の流れを検査項目に分け、概ね専門分野別に記載している。
- ③ 各検査項目の横の関係は、「最終判定」欄、「その他」欄の記述および本文を参照にされたい。